



富山臨海学園跡後施設



9月8日の総務委員会に、「財産の取り扱いについて」と題して、富山臨海学園跡施設の民間企業との土地建物賃貸借契約を解除するとの報告がありました。

富山臨海学園跡後施設は、渋谷区所有で千葉県南房総市の岩井海岸にあります。

この施設は、区立小学校の臨海学校として活用されていましたが、渋谷区は2018年度で、山中高原学園とともにこの施設を閉鎖し、民間への譲渡や貸付を模索してきました。

財産の取り扱いについて

総務委員会報告資料より

富山臨海学園跡施設の土地建物賃貸借契約を解約する。

1 契約経緯

- 令和5年1月 公募型プロポーザル実施
- 令和5年3月 事業者選定
- 令和5年5月 土地建物賃貸借契約締結

2 現事業者

株式会社D E

東京都渋谷区桜丘町30番15号

3 貸付期間

令和5年6月1日から令和15年5月31日

4 解約予定期

令和7年9月11日

5 解約理由

- ・資金調達（融資・出資）の難航
- ・資材、人件費の高騰

土地建物賃貸契約を締結していました。契約は、富山臨海学園跡施設の土地約7871m²に建物3棟で約2850m²を月額15万円で15年間賃貸借する契約でした。（報告資料参照）

株式会社D Eは、富山臨海学園をリノベーションするプロジェクト「千葉内房・

都市と地域の循環を生む新たな『臨海公園』へ」となりました。

この契約の報告を受けた2022年12月の総務委員会でも、私は「そもそも民

ぐるために、3億円の資金計画を立て、クラウドファンディングなどにも取り組みましたが、調達できた資金は5000万円だけとの

報告でした。2024年からプレオープンしていましたが、利用者はカツエなど続の見込みが立たず、契約を解除することになりました。

1日10人程度で、結局事業継続の見込みが立たず、契約を解除することになりました。

事業者の選定や管理責任とともに、教育の大切な施設を廃止し、民間に活用させた区の責任は重大です。

区は、自然に親しみ集団生活や宿泊を通じて学習活動を充実・発展させ、教師と児童・生徒相互間の触れ合いの場を提供する施設であり、貴重な社会教育の場である山中高原学園と富山臨海学園を廃止し、校外学習は民間等の施設で実施しようとしています。

区は施設の老朽化も理由にしていますが、建替えの費用や維持費の削減のために区の直営施設を廃止することは、区が本来責任を負うべき子どもたちの豊かな人格の完成という公教育の役割を投げ出し、社会教育の場を奪うものであり、到底認められません。また、区独自の施設でないため、安定的に校外学習の場が確保される保証もありません。

不登校だった青年から「日々の学校に

渋谷区は、この間、檜原自然の家、山中高原学園と富山臨海学園、新島青少年センターと、次々青少年のかけがえのない自然体験の場を廃止してきました。その結果、区が直接運営する青少年の自然体験の施設は無くなってしまいました。

私は、総務委員会での今

回の報告を受けて、改めて

区が直接運営する青少年施設として復活するよう強く求めました。

他の会派からも今回の事

態を受けて、青少年の施設

として復活する声が上がり

ました。

財政削減のために子どもの教育を犠牲にすることは許せません。山中高原学園と富山臨海学園は存続し、直営で運営すべきです。教育長に所見を伺います。

富山臨海学園跡の民間活用が破綻

富山臨海学園跡施設は、区として青少年施設の復活を

間で利活用する「…」ではなくて、…区が直接責任を持つて管理運営すべきであり「もともと子どもたちの貴重な施設だったわけですから、そういうことがきちんと保障されるよう」

山中高原学園と富山臨海学園の廃止が文教委員会に報告された後の2018年9月の第3回定例会代表質問では、子どもたちの自然体験の機会を奪うことは許されないと厳しく批判し、撤回を求めました。以下、代表質問の引用です。

2018年第3回定例会での、日本共産党区議団・田中まさやの代表質問より

山中高原学園とともに富山臨海園を廃止する計画に対し、厳しく批判し撤回を求める